

青少年資格等取得 支援事業補助金

最大
5万円



甲賀市は不登校・ひきこもりの
資格等取得を目指す高校生世代を応援します



STEP1

【自分に必要な資格や講座を調べる】

自動車免許、漢字検定、医療事務、簿記など

🔍 資格 一覧



STEP2

【講座や試験を受け、資格等取得を目指す】

資格取得に向けて学び、講座や試験を受け
免許・資格を取得する



STEP3

【資格等取得後、甲賀市に補助金申請する】

資格等証明書の写しなど必要書類を
甲賀市役所に提出する



補助金の交付

交付対象者

甲賀市民であること

高校等に在学中で不登校の方

高校生世代（15歳から20歳）のひきこもりの方

お問い合わせ

甲賀市教育委員会事務局
社会教育スポーツ課

TEL 0748-69-2248
FAX 0748-69-2293

青少年資格等取得支援事業補助金

Q&A

Q.不登校とは？

A.何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを指します。

Q.ひきこもりとは？

A.様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。(他社と交わらない形での外出をしている場合も含む。)

Q.対象となる資格や免許、講習はどんなものですか？

A.運転免許や医療事務など就業に必要なものから、漢字検定など身近なものまで様々なものが対象となります。他にも下記の検索ワードや「厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」から対象免許などを検索できます。

Q.補助金はいくらもらえますか？

A.対象経費が10万円以上の場合は最大5万円を交付します。
対象経費が10万円未満の場合は受験費の1/2の金額を交付します。
例：普通自動車免許の取得に250,000円支払った⇒50,000円交付
例：漢字検定準一級の受験料に5,500円を支払った⇒2,000円交付
(受験費の1/2である2,750円のうち、1,000円未満の端数切捨て)

Q.対象となる経費は？

A.受験料、受講料となります。教材や備品費(筆記用具など)、会場までの交通費などは経費の対象外となります。

Q.高校を退学し、ひきこもりの18歳です。対象となりますか？

A.対象となります。中学校を卒業してからひきこもり状態、もしくは、高校を退学してひきこもり状態の15歳から20歳の高校生世代は対象となります。

Q.20歳を超えてから高校に入学したが、現在は不登校状態です。対象となりますか？

A.対象となります。高校や高専などに学び直して入学した際は、対象年齢を超えていても大丈夫です。

Q.甲賀市民ではないが、甲賀市の学校や職場に通っている場合は対象となりますか？

A.対象となりません。甲賀市民対象の支援事業となりますので、他市にお住いの方は居住地での支援事業をご利用ください。

Q.補助金申請にはどんな手続きが必要ですか？

A.申請書類に必要事項を記入して提出していただくほか、学生証やマイナンバーカードなど身分証明書の写し、資格等取得に要した金額がわかる書類の写し、資格等取得証明書などの写しの提出が必要です。
補助金交付決定が済んだのち、振込先口座等を記入した交付請求書を提出いただきます。

※他にもご質問等ございましたら、下記までお問合せください。

検索ワード・参考サイト

Q 資格 一覧



指定教育訓練講座
検索システム

問合せ・申請書提出先

〒528-8502
甲賀市水口町水口6053番地(市役所4F)
甲賀市教育委員会事務局社会教育スポーツ課
TEL 0748-69-2248
FAX 0748-69-2293
E-mail koka30104500@city.koka.lg.jp